

# 七尾市農業委員会だより

2022  
秋

令和4年9月1日発行／発行 七尾市農業委員会／編集 農業委員会だより編集委員会  
TEL 0767 (53) 8440／FAX 0767 (52) 7765／E-mail:nougyouinkai@city.nanao.lg.jp

No.66



写真提供：橋本 義則氏

## 里山里海での農地の管理

宝達志水町以北の能登地域が「国の特別天然記念物トキ」の放鳥の候補地として選定されたことが公表されました。能登地域の美しい里山里海でトキを放鳥するためには、県と能登地域が一体となり、トキと共生する里地づくりの取り組みが必要であり、トキとの共生は美しく農地を管理していくことにも繋がっていると感じています。トキが安心して生息できる環境づくりのために、トキの背丈以上の草が生い茂っていることがないよう、畦道の草刈りはもとより、農地そのものを農地として美しく管理していただくよう皆様をお願いします。

当委員会でも農地パトロールとして農地をいかに管理していくかの意向を農地所有者の方にお聞きし、皆様の意向の取りまとめを進めながら人・農地プランの目標地図作成を進めていく所存であります。農業経営者の皆様には、農地を農地として守り受け継ぐために、労働力不足や担い手不足という課題もありますが、ご自身での耕作が難しいと言う場合は、農地バンクの利用で担い手の方に貸し出す等、適正な農地管理をはかり、今現在のことだけではなく、将来を見据えた長期間についての展望をお願いする次第です。

耕作することが困難になってきた、誰かに耕作を任せたい場合は遊休、荒廃農地となる前に地域の農業委員または農地利用最適化推進委員にご相談ください。

## 農業委員会 の活動

8月5日に中能登町の「ラピア鹿島」にて能登地区農業委員会研修会及び農地パトロール出発式が開催されました。全国農業会議所稲垣照哉事務局長から「農業委員会を巡る新たな情勢と新たな農地利用最適化」として農業委員会が取り組む農地利用最適化活動の必要性和将来に向けての目標地図の作成について学びました。

また、情勢報告として全国農業協同組合連合会石川県本部生産資材部の中西良祥専任部長から輸入に依存している肥料原料の価格が上昇していることやロシアによるウクライナ侵攻による輸入縮小等に加え、急激な円安も加わり、価格はますます影響を受け史上最高水準までに高騰していると説明がありました。このような情勢のなか、農業経営者への安定調達を確保するため努力されている様が見受けられました。

パネルディスカッションでは、中能登町農業委員会委員2名、珠洲市農業委員会委員2名の方がパネラーとなり農地の集積活動や法人が人材派遣を行い、農業と観光業の繁忙期への派遣を行う新しい取り組み、今後の課題等について意見が交わされました。

研修会終了後には、農地パトロール出発式が行われ、中能登町農業委員会細川会長の力強い宣言の朗読、同委員会竹森職務代理のガンバロー三唱が行われ、パトロール出発式が閉会となりました。



## 農地の利用状況調査

### 「農地パトロール」を実施します

農業委員会では「農地等の利用の最適化」を推進していくために、地域の農地利用状況の確認と遊休農地の実態把握や発生防止・解消などの指導のため、毎年農地パトロールを行っています。

今年も9月、10月を中心に農業委員及び農地利用最適化推進委員が管内の農地をパトロールします。農地に立ち入ることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

現地調査の結果、「遊休農地」または「遊休化の恐れがある農地」の所有者に「利用意向調査」を行います。農業委員または農地利用最適化推進委員が訪問して聞き取りを行いますので併せてご協力をよろしくお願いします。



### 農地の適正な管理をお願いします

農地の手入れがされないとならば、病害虫の発生源となり、近隣の農地や地域住民の方のご迷惑となります。所有者、耕作者の方は草刈りをするなど適正な管理をお願いします。

### 非農地判断について

令和4年7月総会にて中島町瀬嵐、中島町河内、能登島二穴町、能登島無関町で山林化した農地を非農地と判断し、非農地通知を発出しました。10月後半には岡町の現地調査を予定しています。町会や生産組合で農地から除外しても支障がないと判断した地域がありましたら、ご相談ください。



# 節税対策しながら 年金積立！ 老後の備えは 国民年金＋農業者年金

老後生活  
への備えは  
十分ですか？

ポイント

1

支払った保険料は  
**全額社会保険料控除の対象！**

ポイント

2

**運用益は非課税！**

そのほか生涯を通じて様々な税制面での優遇措置  
がある！

ポイント

3

農業経営の状況に応じて

**保険料を増額し、節税額をアップ！**



## ポイント

### 1の説明

# 積立てる保険料は、社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果があります。

積立てる保険料は、将来年金として受けられるというメリットだけでなく、支払った家族分の保険料も含めて社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果があります。

保険料月額6万7千円を払えば、年間80万4千円が社会保険料控除の対象となり、課税対象所得が330万円超695万円以下であれば、1年で約24万4千円の節税ができます。

同一生計の配偶者や後継者の保険料を支払った場合は、額に応じて節税額が増えます。

## ■保険料控除分の節税額（所得税・住民税）の目安

課税対象所得	税率	保険料月額2万円 (年額24万円)の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

※保険料支払分で控除される所得税+復興特別所得税+個人住民税の額の試算です。保険料支払い後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

## ポイント

### 2の説明

# 運用益は非課税！

## 制度発足以降19年間の運用利回りは、年率で+2.97%！

積立方式・確定拠出型の年金です。運用益は非課税で年金の原資として積み上がります。

毎年度の年金試算の積立・運用状況は毎年6月末までにお知らせをしています。これにより、自分の積み立てた額や運用益の状況がわかるようになっています。

なお、事務経費は国が負担しているため、支払った保険料の全額が運用されます。

## ■年金資産の運用実績

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
修正総合 利回り(%)	-4.65	5.99	3.4	9.8	3.27	-4.73	-9.25	9.14	-0.06	
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	R1	R2	
	2.36	9.62	7.75	8.78	-0.69	3.26	4.75	1.71	-2.08	10.82

← 平均運用利回り 年率で+2.97% →

## ポイント

### 3の説明

# 農業経営の状況に応じて保険料を増額し、節税額をアップ！

農業経営にゆとりが出たときは、保険料の毎月の保険料額を増額したり、翌年1年分をあらかじめ一括して納付する「前納納付」で当年中に納付する保険料額を増やして、節税額をアップすることもできます

## 死亡一時金もあり安心、しかも死亡一時金も非課税

80歳前に死亡した場合には、80歳までに受け取る農業者高齢年金の現在価値相当額を一時金として遺族が受け取れ、死亡一時金は非課税です。 ※加入期間等により支払った額を下回ることがあります。

## 受け取る年金は公的年金等控除が適用

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

## 独立行政法人 農業者年金基金

● 専門相談員

TEL: 03-3502-3199

● 企画調整室

TEL: 03-3502-3942

2022.5

## 「持続可能な農業を目指して」

毎日の日課は、朝1時半から仕込みが始まるパン作り。パンは安心、安全な材料で喜んでもらえるよう生産しています。担当は、母と次男、三男が行い、お昼前に配達先へ納入。乳牛の搾乳は、朝6時から10時と夕方5時から夜8時半に父と長男、長男の妻が行い業者に納入しています。



有限会社 くぼちゃんパン

三人の息子に家業を継いでいくれと言ったことはないが継いでくれている。親が大変な時は子どもたちが自然と手伝ってくれて助けてくれる。代々続く酪農家だが、父一人では大変だからと県内の酪農家に長男が修行に行き、母の助けになればと次男がパン屋に修行に行くことは自然の流れだったようです。今は、家族総動員で家業を手伝って

てくれているとのこと。パン屋の立ち上げ時は、個人事業主でしたが平成16年に法人への変更。それまで個人事業主で融資借入れには限度もあり、難しいこともありましたが、法人化は社会的な信頼を確立することもでき、規模拡大と社会保険や様々な面で良かったと話す。久保家では、毎日賑やかでよく話し合いが行われ、どう事業を進めるかなど、食卓を囲んだ時に必ず話題になるそうです。一人の話をきっかけに、こうした方が良いのでは等の意見が出て、親の意見、子ども意見それぞれが耳を傾け、より良い経営を目指し切磋琢磨している様が見受けられました。

農業は近年、米価の下落や野菜価格の上昇の難しさに加え飼料価格高騰もあり、苦しい状況にあります。今後、食糧危機が来るかもしれない。今は大変ですがその時に農家は強い、食料生産を預かっているのだから農業を盛り上げ頑張っていきたい。また、息子たちの頑張りについて話していただきました。

くぼちゃんパンはFAXまたはインスタグラムで注文を承っているとのこと。詳しくはインスタグラム等でご確認ください。

## 田んぼの生きもの調査

七尾市農林水産課主催の田んぼの生きもの調査が、6月8日(水)朝日小学校、6月28日(火)天神山小学校、7月4日(月)山王小学校の6年生の児童を対象に行われました。

調査は、各学校近くの農業用水路で行われ、石川県土地改良事業団体連合会の石黒徳広さんの指導の下、班に分かれて生きものを採取。学校へ持ち帰り分類して水槽に放ちました。江曾町地内ではオコオイムシ、ドジョウ、ヤゴ、カエル各種、アメリカザリガニ、ゲンゴロウ、タイコウチなどの生きものが確認されました。それぞれの生きものの特徴や見分け方、そして田んぼがお米だけでなく生きものも育んでいることをわかりやすく説明していただきました。



また、朝日小学校では能登G-I-A-H-S生物多様性ワーキンググループの協力で「バイオーム」というスマホアプリの活用方法を学びました。このアプリは生きものの写真を撮影すると、AIが生きものの種類や名前を特定、さらにGPS機能を使うことで、生きものの生息地を記録することができ、地域にどのような生きものが生息しているのかといったデータの蓄積にも役立ちます。



## 違反転用 していませんか

田畑を埋め立てて農業以外の目的に利用する時は、農地法で定められた農地転用の届出が必要になります。自分の田畑でも必ず届出をして許可を受けてから事業着手してください。

- ・農地に自己住宅を建築したい時、車庫や駐車場を整備する時も必要です。
- ・農地に納屋を建てる時も必要です。

※ただし、農家の方が自身の農地に農業用施設等（200㎡未満）を建設する場合は、届出で足りる場合があります。

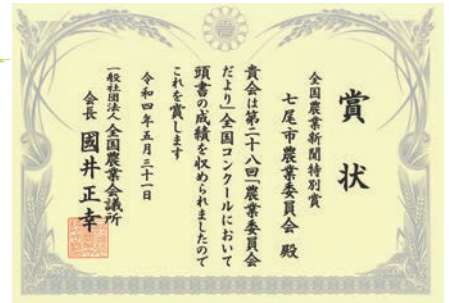


転用許可前の事前着工や違反転用と認められた事案は、事業の停止や現状回復の命令がされる場合があります。

登記簿が農地地目にもかかわらず、他の目的で使用している場合は、早めにご相談ください。ただし、事案によっては転用自体が出来ない場合がありますのでご了承ください。既に許可されている場合は、工事完了後に登記地目の変更をお願いします。

## 「農業委員会だより」が表彰されました

令和3年9月1日発行「七尾市農業委員会だよりNo.63」が第28回「農業委員会だより」全国コンクールにおいて「全国農業新聞特別賞」を受賞しました。今後も皆様のお役に立てる情報を発信していきますのでよろしくお願いします。



## 全国農業 新聞

経営と暮らしに  
役立つ情報がいっぱい

を購読  
しましょう!

- ◆発行日 毎週金曜日
- ◆購読料 一カ月700円 年額8,400円

## 編集後記

今年は非常に雨の多い年で全国的にも水害による農業被害が多発しています。七尾市においても長雨による被害や稲刈り時の圃場への影響等々例外ではありません。

このような中、なんとか秋号をお届けすることができました。

また、全国表彰を励みにこれからも皆様にご愛読いただけるよう頑張ります。

編集委員長 長田 章・編集委員一同

国が支える 安心が大きくなる

# 担い手積立年金

## 農業者年金

愛称

3つの要件を満たせばどなたでも加入できます!

- ◆加入資格
  - 60歳未満
  - 国民年金第1号被保険者
  - 年間60日以上農業従事



税制面の優遇措置や終身年金で80歳までの保障付きなど様々なメリットがあります。お気軽にご相談ください。

お問い合わせ、お申し込みは農業委員会へ ☎ 53-8440 FAX 52-7765